

令和7年度和歌山県相談支援従事者専門コース別研修(意思決定支援)
令和7年度和歌山県サービス管理責任者等専門コース別研修(意思決定支援)
実施要綱

1. 目的

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づき、当事者の意思決定支援がより具体的に行われ、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資するため、エンパワーメント支援の視点で意思決定の尊重及び自己決定の促進等について学び、相談支援専門員およびサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者のより一層の資質向上を図ることを目的とする。

2. 日程

令和7年12月15日(月)

3. 研修形態

オンライン(Zoom 使用による双方向通信形式)

4. 定員

50名程度

5. 研修対象者

県内の事業所に所属している者のうち、令和7年12月1日時点において以下のいずれかの条件を満たす者。

- ① 指定相談支援事業所等において過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある者
又は現に相談支援業務に従事している者
- ② 令和元年度以降に開催されたサービス管理責任者等更新研修を受講した者
- ③ 障害者支援に関わる市町村職員、振興局職員等

6. 受講申込方法

- ・ 様式1受講申込書に必要事項を記入のうえ、下記の申込先にメールにて提出をお願いします。
- ・ 研修対象者①に該当する方は、様式2実務経験証明書も提出してください※。
- ・ 研修対象者②に該当する方は、研修修了証書の写しも提出してください※。

※実務経験証明書(または研修修了証書)をメールに添付するが困難な場合、下記問い合わせ先にご一報ください。

【申込先(問い合わせ先)】

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 障害福祉課 (担当:高塚)

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電 話:073-441-2533

メール:e0404003@pref.wakayama.lg.jp

【申込〆切】令和7年11月14日(金)

7. 受講者の決定及び通知

- ・ 受講の可否については、とりまとめ担当者宛にメールにて通知する(11月下旬頃の予定)

8. 修了証書

- ・ 全プログラムを修了後、レポート提出をもって修了証書を交付する。(令和8年1月交付予定)
- ・ 原則、遅刻・欠席・早退がある場合、修了証書を発行しない。
- ・ 著しく受講態度の悪い方(長時間の離席等)についても修了とならない場合がある。

9. 経費等

- ・ 無料とする。
- ・ ただし、研修受講に係る PC・カメラ・マイク等は、受講者側の負担とする。
(グループワークを行うため、カメラとマイクは必須)

10. その他留意事項

- ・ 受講申込者が少ない場合、研修を中止することがある。
- ・ 警報や注意報が発表されている場合でも、原則研修を実施する。

11. 個人情報の取り扱い

お預かりした個人情報は本研修の開催目的にのみ利用し、和歌山県と和歌山県福祉事業団が共有する。なお、必要に応じて、個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合がある。